

5) 計画の推進

★ **SDGs** 開発目標取込
(第6章 P36~)



6つの施策分野
横断的、複数組合せ
(第4章 P23~)
主な該当分野

- 6つの重要な課題 (第3章 P18~)
- (1) 地震・津波対策アクションプログラム等に基づいた人命優先の取組
 - (2) 基幹的交通ネットワークを確保する
 - (3) 災害発生時においても、防災拠点などの行政機能や情報通信手段などを確実に確保する
 - (4) 生活・経済活動への影響等を最小化するための機能を確保する
 - (5) 二次災害を防ぎ迅速な再建・復興を図る
 - (6) -1「自助」「公助」「共助」を適切に組み合わせる
 - (6) -2 国、県、近隣市町、民間事業者と綿密に連携していく
 - (6) -3 防災・減災のリーダー的人材を育成する

◎ 9つの事前に備えるべき目標 (第3章 P16,17) ▲ 4.4 のリスクシナリオ (第3章 P18~) ◆ 2.2 のリスクシナリオ (第5章 P32) 重点的に取組む (着色シナリオ)

| 事前に備えるべき目標【9目標】 | 起きてはならない最悪の事態【44 リスクシナリオ】 | 重要な課題【6つ】 | | | | | | 主な対応施策 |
|--|---|-----------|---|---|---|---|---------------------|-----------------------------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 -1 -2 -3 | |
| 1 大規模自然災害が発生した時でも、人命の保護が最大限図られる。 | 1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 | ■ | ■ | ■ | ● | | ● | 公共建築物耐震対策推進事業 |
| | 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 | ■ | ■ | | ● | | ● | 海岸保全施設整備事業 |
| | 1-3 台風、豪雨などによる広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生 | ■ | ■ | | ● | | ● | 雨水幹線・ポンプ場整備事業 |
| | 1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 | | ■ | ■ | ● | | ● | 土砂災害等防止対策事業、区域周知 |
| | 1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生 | ■ | | | ■ | ● | | 自主防災組織による地域防災訓練実施 |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。 | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の停止 | ■ | | ■ | ● | | ● | 市の緊急物資備蓄の促進 |
| | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | ■ | | | | | | ヘリコプターを利用した消防体制強化 |
| | 2-3 消防・警察・自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | ■ | | | ■ | ● | | 消防団員の確保 |
| | 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 | ■ | | | ■ | | | 災害拠点病院の自家発電装置 |
| | 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足 | | | ■ | | | | 民間事業者との協力協定による体制強化 |
| | 2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、医療機能の麻痺 | | | | ■ | ● | | 大規模災害を想定した医療救護訓練実施 |
| | 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | | | | ■ | | | 避難所開設時における感染防止対策の検討、対策 |
| | 2-8 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態 | ■ | ■ | ■ | ■ | ● | | 新型コロナ感染症等への対応、整備、体制強化 |
| | 2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態 | | ■ | ■ | ● | ● | ● | 緊急輸送路等整備、道路橋の耐震化 |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。 | 3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | ■ | | | ■ | ● | ● | 清水消防署の一部を清水区本部として利活用 |
| | 3-2 津波等の被災による現清水庁舎の機能の停止 | ■ | | | | ● | ● | 新清水庁舎建設（R2.7 時点：事務手続き一時停止中） |
| 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。 | 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 | ■ | | | | | | 市基幹システムのバックアップデータの遠隔地保管 |
| | 4-2 高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要伝達の不備 | ■ | | | ● | | ● | 同報無線デジタル化整備、緊急情報防災ラジオ販売 |
| 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。 | 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による経済活動の停滞 | | | | ■ | | | 事業者等における事業継続計画（BCP）策定促進 |
| | 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 | ■ | | | ■ | | | 自家発電装置の設置、適切な維持管理 |
| | 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 | ■ | | | | | | 事業者への災害対策に係る注意喚起 |
| | 5-4 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止 | ■ | ■ | | | | | 中部横断自動車道整備促進事業 |
| | 5-5 食料等の安定供給の停滞 | ■ | | | | | | 緊急物資の輸送計画に基づく迅速かつ円滑な供給 |
| | 5-6 観光業、商業、農業、漁業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞 | | | | ■ | | | 民間事業者からの助言、支援に基づく施設管理 |
| 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最小限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。 | 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 | | | ■ | | | | 静岡市エネルギーの地産地消事業 |
| | 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止 | | | ■ | | ● | ● | 水道管・水道施設の耐震化、水道管更新 |
| | 6-3 汚水処理施設などの長期間にわたる機能停止 | | | ■ | | ● | ● | 下水道管の耐震化、下水道施設の耐震・耐津波対策 |
| | 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態 | | ■ | ■ | | ● | ● | 自主運行バス運行事業、バス路線維持対策事業 |
| | 6-5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化 | | | ■ | | | | 建設型応急仮設住宅事業、借上型応急仮設住宅事業 |
| | 6-6 被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生 | | | | ■ | ■ | | 災害時の健康支援活動体制の強化 |
| 7 制御不能な二次災害を発生させない。 | 7-1 市街地での大規模火災の発生 | ■ | | | | ● | ● | 防火・準防火地域の指定 |
| | 7-2 沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 | | ■ | ■ | | ● | ● | 狭あい道路整備等促進事業 |
| | 7-3 ダム、河川、水路、ため池等の損壊、機能不全による二次災害の発生 | | | | ■ | | | 団体営ため池等整備事業 |
| | 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | | | | ■ | | | 放任竹林対策事業 |
| | 7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響 | ■ | | | ■ | | | 静岡市 HP や SNS の活用による情報提供 |
| 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。 | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | ■ | | | | 静岡市災害廃棄物処理計画見直し |
| | 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材・資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | | | ■ | ● | ● | 道路啓開の適切な対応促進、建設業の担い手確保、育成 |
| | 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | ■ | | ■ | | | | 地域防犯活動事業費補助金事業 |
| | 8-4 緊急輸送路、鉄道等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | ■ | ■ | | | | 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助事業 |
| | 8-5 広域、長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | ■ | | | | ● | 巴川流域貯留浸透施設整備事業 |
| | 8-6 被災者の住居や職の確保ができず、生活再建が大幅に遅れる事態 | | | ■ | ■ | | | 被災家屋の被害認定調査、罹災証明発行業務 |
| | 8-7 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化的衰退・喪失 | | | | ■ | | | 市保有の文化財施設等の整備、維持管理 |
| | 8-8 境界情報の消失、事業用地の確保・遅延等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | | ■ | | | | ● | 地籍調査事業 |
| 9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり | 9-1 人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態 | ■ | | | | | ● | 避難行動要支援者避難支援制度の促進 |



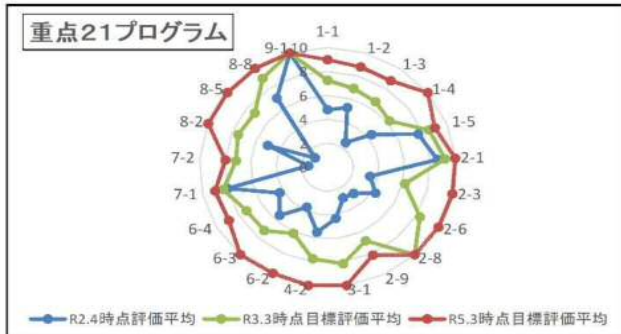
静岡市国土強靱化地域計画【概要版】

6) 静岡市独自の取組

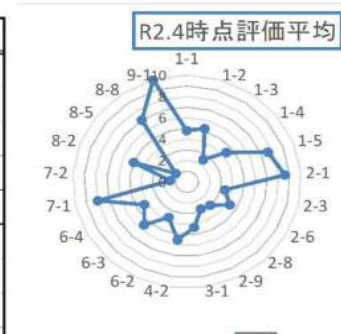
①国土強靱化指数による見える化(第7章 P47~)

本計画では、実施目標、整備指標等を設定した様々な計画等に基づく事業を掲載しているが(本編6章)、予算規模・事業費が反映できない、各分野・各事業により客観的な指標化が困難なもの、同一尺度による定量化・同一指標による指標化が適さない事業等を含め、**事業進捗の見える化**のため、**ひとつの目安**として、**進捗状況をレーダーチャート**で示す「**静岡市国土強靱化指数**」を設定した。
(10段階評価で1~10で評価(1:最も進捗が悪い、10:最も進捗が良い)、事業進捗率等の進捗が図られた状態に応じて、数値が上昇する指標。)

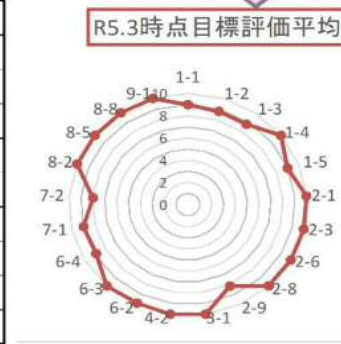
※22プログラムに含まれる「3-2 津波等の被災による現清水庁舎の機能の停止」については、事務手続きの一時停止中(令和2年7月末時点)により指数化不可のため、22プログラムから1プログラム差し引いた21プログラムを対象とする。



| 重点リスクシナリオ | | |
|-----------|---------------------|--|
| 1-1 | 倒壊建物・火災(死傷者) | |
| 1-2 | 大規模津波等(死者) | |
| 1-3 | 市街地の浸水(死傷者) | |
| 1-4 | 土砂災害(死傷者・国土脆弱化) | |
| 1-5 | 情報伝達不備・防災意識の低さ(死傷者) | |
| 2-1 | 物資エネルギーの供給 | |
| 2-3 | 救助・救急活動等の不足 | |
| 2-6 | 医療機能の麻痺 | |
| 2-8 | 避難所の安全確保 | |
| 2-9 | 緊急輸送路の途絶 | |
| 3-1 | 市職員・施設被災による機能低下 | |
| 4-2 | 災害弱者への重要伝達不備 | |
| 6-2 | 上下水道の長期機能停止 | |
| 6-3 | 汚水処理施設の長期機能停止 | |
| 6-4 | 地域交通ネットワーク分断 | |
| 7-1 | 市街地火災(二次災害) | |
| 7-2 | 建物倒壊被害・交通麻痺 | |
| 8-2 | 人材・資機材不足による復旧・復興遅延 | |
| 8-5 | 浸水被害・液状化による復旧・復興遅延 | |
| 8-8 | 境界情報消失による復旧・復興遅延 | |
| 9-1 | 人口減少・高齢化による地域防災力低下 | |



国土強靱化力の向上を目指す



| 国土強靱化のための主な施策 | | |
|--------------------------------|-----------|---------|
| 事業名 | 施策項目 | リスクシナリオ |
| 【人命の保護】 | | |
| 公共建築物耐震対策推進事業 | 建築・住宅 | 【1-1】 |
| 津波避難施設整備事業 | 津波対策 | 【1-2】 |
| 巴川流域貯留浸透施設整備事業 | 水害対策 | 【1-3】 |
| 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の周知 | 土砂災害対策 | 【1-4】 |
| 【救助/救急、医療活動】 | | |
| 緊急消防援助隊進出拠点の確保 | 消防力の充実と強化 | 【2-3】 |
| 救護所などで利用する医薬品・医療機器などの更新及び再減価事業 | 健康・福祉 | 【2-6】 |
| 緊急輸送路等整備事業 | 交通 | 【2-9】 |
| 道路橋の耐震化事業 | 交通 | 【2-9】 |
| 【生活・経済活動】 | | |
| 水道施設の耐震化事業 | 上下水道 | 【6-2】 |
| 下水道施設の耐震・耐津波対策事業 | 上下水道 | 【6-3】 |
| | など | |

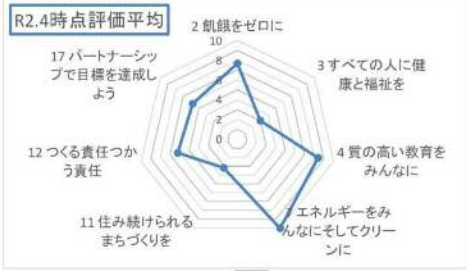
②SDGs 開発目標を意識した計画づくり(第1章 P6、第7章 P49,52,53)

SDGs ゴール11を特に意識し、**都市の持続可能な発展**(産業・経済の振興)、**暮らしの充実**(安全・安心の確保)、**被災時からの復興**をより**強固**に図り、市民、企業、団体など様々なステークホルダーと連携し、「**世界に輝く静岡**」の実現を確たるものにしていく。

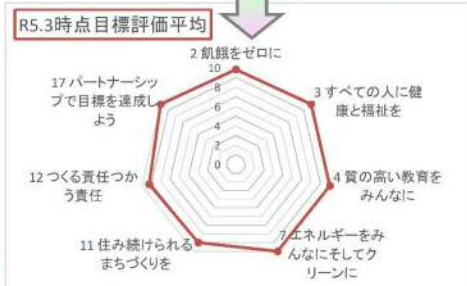


静岡市は**世界標準のまちづくり**を進めています。

| 国土強靱化のための主な施策 | | |
|-------------------------------|-----------|---------|
| 事業名 | 施策項目 | リスクシナリオ |
| 【3 すべての人に健康と福祉を】 | | |
| 新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえた避難所運営対策 | 健康・福祉 | 【2-8】 |
| 【11 住み続けられるまちづくりを】 | | |
| 水道管の耐震化事業 | 上下水道 | 【6-2】 |
| 水道施設の更新事業 | 上下水道 | 【6-2】 |
| 下水道管の耐震化事業 | 上下水道 | 【6-3】 |
| 雨水幹線・ポンプ場整備事業 | 水害対策 | 【1-3】 |
| 駿河湾地区地震・高潮対策河川事業(浜川) | 津波対策 | 【1-2】 |
| 緊急輸送路等整備事業 | 交通 | 【2-9】 |
| 道路橋の耐震化事業 | 交通 | 【2-9】 |
| 緊急輸送路等における電線類の地中化事業 | 交通 | 【2-9】 |
| 林道整備事業 | 交通 | 【6-4】 |
| 耐震性防火用貯水槽等の整備 | 消防力の充実と強化 | 【1-1】 |
| | など | |



国土強靱化力の向上を目指す



7) 計画 PDCA サイクル

①主な取組における成果指標による進捗管理(第6章 P36~)

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

| No. | 取組内容 | 指標 | 認定年度 | 実績 | 数値目標 | 達成時期 | 主計課(主計課/事業課) | 担当課(主計課/事業課) |
|-----|------------------|-----------------------------|--------|-----|----------------|-------|------------------|--------------|
| 1 | 海岸保全施設整備事業 | 用宗漁港の津波対策施設整備率 | R1年度末 | 20% | 100% | R4年度末 | AP13-3 | 水産漁港課 |
| 2 | 駿河湾地区地震・高潮対策河川事業 | 浜川水門及び河口護岸(特殊堤)等の津波対策工事業の完了 | H30年度末 | 25% | 100% | R4年度末 | 3次総計0705H AP14-2 | 河川課 |
| 3 | 陸間改良事業 | 陸間を常時閉鎖とする改良率 | R1年度末 | 60% | 100% | R4年度末 | AP15-5 | 水産漁港課 |
| 4 | 用宗・由比漁港施設機能強化事業 | 粘り強い構造への改良が必要な防波堤の整備 | R1年度末 | - | 100% | 長期 | AP21-2 | 水産漁港課 |
| 5 | 雨水管路口ゲート設置事業 | ゲート設置工事実施率 | H30年度末 | 0% | 3.2%(1箇所/31箇所) | R4年度末 | 3次総計0705H | 下水道建設課 |
| 6 | 避難誘導標識、誘導灯設置事業 | 避難誘導標識、誘導灯の整備率 | H30年度末 | 88% | 100% | R4年度末 | AP29 | 危機管理課 |
| 7 | 津波避難施設整備事業 | 津波避難タワー等整備計画数 | H30年度末 | 95% | 100% | R2年度末 | AP34-1 | 危機管理課 |
| 8 | 津波避難ビル追加指定事業 | 津波避難ビル指定計画数 | H30年度末 | 97% | 100% | R4年度末 | AP34-2 | 危機管理課 |
| 9 | 緊急情報防災ラジオの販売 | 緊急情報防災ラジオの普及率(34,200台) | R1年度末 | 90% | 100% | R2年度末 | 3次総計0902H AP68-1 | 危機管理課 |

重点化した22プログラムについては、その重要性に鑑み、**進捗状況等を踏まえつつ、取組の一層の推進、事業精査、検討に努める。**
⇒PDCA サイクルを回す

事業毎に使用している単位、工区割り等に基づき、具体的な箇所名等を、別冊「**静岡市国土強靱化地域計画推進のための取組**」へ明記、具体性・個別性及び社会情勢等に鑑み、**適時適切に更新**を行う。

②計画の見直し(第6章 P35)

本計画は、国の国土強靱化基本計画の見直し時期と整合をとるため、概ね5年を目安とするが、**静岡市総合計画**と整合を図る必要があること、**社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮**する必要があることから、必要が生じた際には、随時、計画内容の変更検討、見直しを行うこととする。



8) 行政・市民のメリット(第7章 P55)

行政

- ①被害の縮小
- ②施策事業のスムーズな推進
- ③地域の持続的な成長を促す

南海トラフ巨大地震

激甚化する風水害

新型コロナ等新たなリスク

- ①防災、減災に対する見える化
- ②リスクシナリオに対する脆弱性、回避するための取組の見える化
- ③現状値、改善評価の見える化
- ④SDGs 取組に対する見える化

市民

防災・減災・復興

9) 期待される効果(第7章 P55)

- 災害発生時の被害を小さくする対策(ハード・ソフト)を強力に推進
- 災害時に**人命・経済・暮らし**を守り支える重要なインフラの機能を維持できるように**集中的、緊急的にハード対策**を推進するとともに、**市民の命や生活を守るためのきめ細やかなソフト対策**を推進
⇒「**Life(いのち)を守ろう Life(くらし)を取り戻そう**」

「安全・安心をみんなで創る、**強くしなやかなで持続可能なまち**」の実現

